

第6回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月20日(水) 午前10時00分から午前11時52分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 2人
鈴木進吉推進委員、木野内佳代子推進委員
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第4号 農地法施行規則第29条第1号の規定に該当する証明書発行の件について
報告第5号 農地法施行規則第53条の規定による届出の件について
報告第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について
その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 小谷野紀雄、主幹兼農地調整係長 赤羽根和男、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
○議長 ただ今から、平成29年度第6回壬生町農業委員会総会を開会いたします。
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長 それでは、9番 中川久枝 委員、1番 琴寄成人 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の赤羽根主幹と岡局長補佐を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。
11月20日(月)、第1回壬生町庁舎建設委員会が、役場正庁において開催され、梁島源智会長が出席されました。
11月22日(水)、第2回壬生町国民健康保険運営協議会が、役場第3会議室において開催され、大橋幸子農業委員が出席されました。

1月28日(火)、平成29年度農業委員会視察研修が、千葉大学及び豊洲市場において実施され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理はじめ農業委員9名と青木幸一推進委員長はじめ推進委員11名、事務局から私と岡局長補佐の総勢22名が参加をいたしました。視察研修先の千葉大学植物工場では、生育環境の制御による高い生産性・均一性の実証研究、豊洲市場では、最新の市場設備などについて見識を広める貴重な研修機会となりましたと同時に、農業委員・推進委員の親睦を図ることができた研修会となりました。

1月30日(木)、平成29年度全国農業委員会会長代表者集会在、東京都メルパルクホールにおいて開催され、梁島源智会長と私が出席いたしました。代表者集会では、全国の農業委員会の代表者によるパネルディスカッションのあと国への要請決議が行われました。また、集会終了後には、衆議院議員会館において地元選出国会議員への要請活動を実施いたしました。

次に、ゆうがおマラソン大会で無料配布いたしました壬生菜の収穫・袋詰め作業につきましては、12月2日(土)に梁島会長の農地及び会長のお宅において、梁島源智会長、早乙女誠職務代理をはじめ農業委員6名と青木幸一推進委員長をはじめ推進委員11名、事務局から私と赤羽根主幹、岡局長補佐、臨時職員の池田さんが参加いたしました。

壬生菜の無料配布につきましては、12月3日のゆうがおマラソン大会当日、壬生総合公園において行い、梁島源智会長、早乙女誠職務代理をはじめ農業委員9名、青木幸一推進委員長をはじめ推進委員9名、事務局から私と赤羽根主幹が参加いたしました。当日は、壬生菜の袋詰め約1,500袋を、10時と11時の2回に分けて無料配布したところ、2回とも30分足らずではけてしまう盛況ぶりで、壬生菜PRに役買うことができました。

12月4日(月)、とちぎ女性農業委員の会・第9回通常総会及び研修会が、県教育会館において開催され、大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、木野内佳代子推進委員事務局から岡局長補佐が出席いたしました。

12月6日(水)、農業委員・推進委員全体会議を役場正庁において開催し、梁島源智会長、早乙女誠職務代理をはじめ農業委員9名、青木幸一推進委員長をはじめ推進委員13名、事務局から私と赤羽根主幹、岡局長補佐、農政課から渡辺主査、下野農協からも担当職員2人に出席していただきました。会議では、農業者年金制度について研修をしたのち、加入推進について協議いたしました。また、耕作放棄地への対応については、各委員から様々な意見が出され、対応の難しさを再認識したところであり、1月に予定されている認定農業者との意見交換も踏まえて、今後の対応を検討していくこととなりました。

12月15日(金)、農地法5条申請に伴う現地調査委員会が、役場第2会議室及び現地において開催され、早乙女誠職務代理、篠原正明農業委員、大橋幸子農業委員、事務局から私と赤羽根和男主幹が出席しました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

12月5日（火）締切の段階で、農地法第3条の規定による許可申請は12件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

- 第1項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字下稻葉 畑 1筆 975㎡
交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人
- 第2項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字下稻葉 畑 1筆 494㎡
交換による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人
- 第3項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字羽生田 田 1筆 1,345㎡
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人
- 第4項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字下稻葉 田 1筆 1,036㎡
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人
- 第5項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字福和田 畑 1筆 3,094㎡
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人
- 第6項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字壬生甲 田 1筆 1,713㎡
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働3人
- 第7項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字羽生田 田及び畑 4筆 合計4,041㎡
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
- 第8項：賃貸人 _____氏（____）、賃借人 _____氏（____）
土地の表示 大字壬生甲 畑 1筆 1,011㎡
賃借権の設定10年、賃借人の稼働力 稼働3人
- 第9項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字中泉 田 2筆 合計5,206㎡
売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
- 第10項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字羽生田 畑 2筆 合計1,794㎡
贈与による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
- 第11項：譲渡人 _____氏（____）、譲受人 _____氏（____）
土地の表示 大字七ツ石 田及び畑 7筆 合計4,329㎡
贈与による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働2人
- 第12項：賃貸人 _____氏（____）、賃借人 _____氏（____）
土地の表示 大字上稻葉 田 2筆 合計984㎡
賃借権の設定1年、賃借人の稼働力 稼働2人

なお、第1項から第12項につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。

詳細は議案書のとおりです。以上、説明とさせていただきます。

○議長 それでは、第1項及び第2項案件については、関連がありますので一括議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項及び第2項の農地交換案件について、ご報告いたします。

去る12月16日に_____氏立ち会いのもと、私と中嶋幸平推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、第1項及び第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項及び第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項及び第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員

第3項の案件についてご報告いたします。

去る12月17日に譲受人_____氏の父立ち会いのもと、私と木野内佳代子推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第3項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて第4項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

第4項の案件についてご報告いたします。

去る12月16日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と中嶋幸平推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第4項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて第5項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 5番 大橋幸子 委員

○5番 大橋幸子 委員

第5項の案件についてご報告いたします。

去る12月10日に譲受人_____氏の父立ち会いのもと、私と大橋公一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第5項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて第6項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

第6項の案件についてご報告いたします。

去る12月16日に譲受人_____氏の父_____氏立ち会いのもと、私と戸崎浅一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第6項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて第7項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員

第7項の案件についてご報告いたします。

去る12月17日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と木野内佳代子推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第7項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第8項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

第8項の案件についてご報告いたします。

去る12月16日に譲受人_____氏の父_____氏立ち会いのもと、私と戸崎浅一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第8項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第9項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

○9番 中川久枝 委員

第9項の案件についてご報告いたします。

去る12月10日に譲渡人_____氏、譲受人_____氏立ち会いのもと、私と臼井正敏推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第9項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第10項を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 篠原正明 委員

○4番 篠原正明 委員

第10項の案件についてご報告いたします。

去る12月17日に譲受人_____氏立ち会いのもと、私と木野内佳代子推進委員で現地確認を行いましたるチェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第10項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第10項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第11項及び第12項案件については、関連がありますので一括議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

○1番 琴寄成人 委員

第11項及び第12項の案件についてご報告いたします。

第11項案件については、去る12月16日に譲渡人の代理人で耕作者である_____氏立ち会いのもと、私と青木幸一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認しました。

次に、第12項案件については、去る12月10日に賃借人_____氏立ち会いのもと、私と伊藤博推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い確認いたしましたが、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第11項及び第12項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

_____氏は今後も耕作を続けられるのか。

○1番 琴寄成人 委員

譲渡人の_____氏と譲受人の_____氏は親子で、今回農地を生前一括贈与するためにこのような案件になっている。_____氏は引き続き耕作する予定で、農地は保全される見込である。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第11項及び第12項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案1号第11項及び第12項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

12月5日(火)締切の段階で、農地法第4条の規定による許可申請は1件の申請がありました。議案書の記載についてご説明申し上げます。

第1項：申請人 _____氏(_____)

土地の表示 大字安塚 畑 2筆 合計1,084.10㎡

園芸用土採取のための一時転用で、期間は1年間

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る11月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、3番 早乙女誠委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、12月15日(金)私と篠原正明委員、大橋幸子委員、小谷野紀雄事務局長、赤羽根和男主幹の5名で調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は農振農用地に該当しますが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業実施の可能性等に問題がないと思われます。また、採取にあたっては、保安距離、保安角度、掘削の深さを守るよう厳重に指導し、申請人も遵守することを約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第3の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、

議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

12月5日（火）締切の段階で、農地法第5条の規定による許可申請は7件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人_____氏（_____）

賃借人_____（株）代表取締役_____氏（_____）

土地の表示 大字壬生乙 畑及び田 8筆 合計6,809.94㎡

砂利採取のための賃借権の設定1年

第2項：譲渡人_____氏（_____）、_____氏（_____）

譲受人（株）_____代表取締役_____氏（_____）

土地の表示 大字壬生甲 畑及び田 3筆 合計2,140㎡

駐車場敷地のための売買による所有権移転

第3項：賃貸人_____氏（_____）

賃借人_____氏（_____）

土地の表示 大字上田 畑 2筆 合計498㎡

住宅用敷地のための使用貸借権の設定20年

第4項：譲渡人_____氏（_____）、_____氏（_____）

譲受人_____氏（_____）

土地の表示 大字上田 畑 2筆 合計1,041㎡

専用住宅のための売買による所有権移転

第5項：賃貸人_____氏（_____）

賃借人（株）_____代表取締役_____氏（_____）

土地の表示 大字北小林 畑 1筆 1,739㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

第6項：賃貸人_____氏（_____）

賃借人（有）_____代表取締役_____氏（_____）

土地の表示 大字上田 畑 3筆 合計2,448㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

第7項：賃貸人_____氏（_____）

賃借人_____氏（_____）

土地の表示 大字羽生田 畑 1筆 2,261㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る12月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、3番 早乙女誠委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○1番 早乙女誠 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、12月15日（金）に4条許可申請に伴う現地調査と同じメンバーで調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地ですが、不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する砂利採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○5番 清水利通 委員

事業資金の273万円というのは、砂利採取の費用なのか。10アールあたり採取費用はどの程度かかっているのか。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

6,800㎡のうち砂利を採るのは南側半分程度で、北側半分は表土の保管場所となっています。事業費には農地の借地料等も含まれていると思いますが、面積から計算すると10アールあたり80万円程度が掘削費用だと思われます。

○2番 刀川正己 委員

不許可の例外規定とはどのような意味か。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

第1種農地での転用は原則不許可ですが、例外的に一時転用や休憩施設のあるコンビニ、分家住宅などは許可できるとなっているものです。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、12月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会での意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、3番 早乙女誠委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第2項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地ですが、隣接する駐車場の拡張に伴う転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、議案第3号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- 3番 早乙女誠 委員
次に第3項案件についてご報告します。
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地ですが、住宅用敷地のための転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- (質問意見なし)
- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- 議長 続いて、議案第3号第4項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。
- 3番 早乙女誠 委員
次に第4項案件についてご報告します。
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地ですが、新規就農者の農家住宅用敷地のための転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 2番 刀川正己 委員
農家住宅敷地に対する面積制限はあるのか。
- 事務局 (赤羽根主幹兼農地調整係長)
一般住宅敷地の場合で500㎡、農家住宅敷地の場合で概ね1,000㎡となっておりますが、土地の面積上41㎡を残しても利用価値がなくなってしまうため、栃木土木事務所と協議した結果、1,041㎡で協議が整ったものであります。
- 議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第5項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第5項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地ですが不許可の例外規定である農地法施行令第4条第1項第2号ハに該当する園芸用土採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○6番 清水利通 委員

北側道路との保安距離は1mでよいのか。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

北側道路との保安距離は2mで、報告書の記載誤りです。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第6項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり農振農用地ですが園芸用土採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

前項案件と整合性を保つには北側の保安距離を2mにしなくてよいのか。また、東側宅地との保安距離は1mで大丈夫なのか。宅地への出入等に危険はないのか。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

北側は農地のため保安距離は1mで支障ないと思われま。宅地との保安距離は通常3mとなっていますが、東側宅地は申請人の宅地であり、建物との距離が離れていて、本人が保安距離1mで同意していることからこのような内容となっています。

○6番 清水利通 委員
申請人の都合もいろいろあると思われるが、本人が承知していて安全が確保されていれば問題ないのではないか。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第3号第7項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○3番 早乙女誠 委員

次に第7項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地ですが、園芸用土採取のための一時転用であり、保安距離・保安角度・掘削深さを遵守するよう指導し、申請人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第3の議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (赤羽根主幹兼農地調整係長)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件につきまして、ご説明いたします。

12月5日(火)締切の段階で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：賃貸人_____氏(_____)、_____氏(_____)

賃借人(有)_____代表取締役_____氏(_____)

当初許可の内容

許可日：平成28年12月28日付 壬農委指令第5-37号

土地の表示：大字壬生甲 田 6筆 合計2,617.19㎡

許可の期間：1年間

第1回変更の内容(敷地の拡張)

許可日：平成29年7月19日付 壬農委指令第5-75号
土地の表示 大字壬生甲 田 5筆 合計1,727㎡を追加拡張
今回の事業計画変更は、工事期間のみ平成30年3月31日まで延長するものです。以上

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る12月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、3番 早乙女誠委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○1番 早乙女誠 委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、12月15日（金）に4条許可申請に伴う現地調査と同じメンバーで調査いたしました。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、本案件については、本年7月に敷地の拡張に伴う事業計画変更の許可を受けていますが、当初予定の1年間では埋戻しが完了しない見込となったことから、工事期間を平成30年3月31日まで3ヶ月間延長するものであり、調査委員会としては農地に復元するための期間延長であることから許可やむなしとなりましたので報告いたします。以上

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

変更で拡張した所はどの部分か。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

当初は_____の南側のみ掘削する計画であったが、本年7月の事業計画変更で北側の1,727㎡を拡張し、南側を通して搬出入する許可を取っています。

○7番 大久保幸雄 委員

追加拡張した所も掘っているのか。拡張したために期間延長することになったのか。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

追加拡張した所も掘っています。今回の変更は拡張した所も含め土砂条例に関わる埋戻しが遅れていることにより工事期間のみ延長するものです。

○議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第6の議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

○事務局（赤羽根主幹兼農地調整係長）

議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細毎にご説明いたします。

新規の賃借権分については、10件、合計42筆、面積合計49,496.00㎡
新規の使用貸借権分については、11件、合計46筆、面積合計42,917.98㎡
再設定の賃借権分については、17件、合計40筆、面積合計60,958.00㎡
再設定の使用貸借権分については、4件、合計5筆、面積合計7,322.00㎡
所有権移転分については、5件、合計9筆、面積合計11,183.00㎡
詳細は議案書のとおりです。以上

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第7の報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の24ページの2件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の権利取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の25ページの1件がございました。内容については記載のとおり、市街化区域内農地の自己用の転用届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の26ページの5件がございました。内容については記載のとおり、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第10の報告第4号「農地法施行規則第29条第1号に該当する証明発行の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号に該当する証明発行の件について」は、議案書のP27ページの1件がございました。

これについては、農地の転用制限の例外規定に該当するものであり、内容については記載のとおり、農地の保全若しくは利用増進のための農業用施設等への転用であることから、事務局長専決により、証明を発行いたしました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、日程第11の報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による届出の件について」は、議案書のP28ページの1件がございました。

これについては、農地転用のための権利移動制限の例外規定に該当するものであり、内容については記載のとおり、認定電気通信事業者による携帯電話無線基地局への転用届けでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号を終わります。

○議長 次に、日程第12の報告第6号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

○事務局長

報告第6号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書のP29ページの1件がございました。

内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、願い出のとおり許可処分を取り消いたしました。

○議長 ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第6号を終わります

○議長 次に、その他の事務連絡について事務局より説明願います。

【事務局・・・事務連絡】

- 1 視察研修決算報告について
- 2 農業者年金に関する説明会について
- 3 平成29年度第2回農業委員・推進委員研修について
- 4 認定農業者との意見交換会について
- 5 農業用免税軽油の一括申請について
- 6 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度第6回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時52分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

9 番 _____

1 番 _____